

## 『農地法第3条許可申請』必要書類一覧（一般用）

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは申請書提出前に農業委員会におたずねください。

必要書類はすべてそろえ、提出してください。不備や不足がある場合、受理できませんのでご注意ください。

番号	部数	必 要 書 類	備 考	窓 口
1	1	許可申請書		農業委員会窓口またはホームページ
2	1	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される <u>登記事項証明書</u>	3か月以内の全部事項証明書	法務局
3	1	申請地の <u>公図</u>	3か月以内の公図（写可）	法務局
4	1	<u>案内図</u> （住宅地図等の写）	申請場所の位置を表示。	
5	1	<u>住民票・戸籍の附票等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請人（譲渡人・譲受人）が<u>佐久市外の住民の場合</u>は市町村で交付する3か月以内の<u>住民票</u>を添付。</li> <li>住民票と土地の<u>登記事項証明書</u>の記載内容が異なる場合は、市町村で交付する3か月以内の<u>戸籍の附票</u>も併せて添付。</li> </ul>	市町村窓口
6	1	耕作証明書	<u>譲受人が佐久市外に農地を所有又は借りている場合は</u> 、農地のある市町村の農業委員会で交付する <u>耕作証明書</u> を添付。	農業委員会
7	1	作付け計画書（営農計画書）	新規就農者、農業委員会が必要と認めたとき	